

不正請求への対応について

障害福祉課 自立支援給付係

1.現状

実地指導や内部告発により障害福祉サービス等に係る費用について、水増し請求などの悪意を持った不正請求を行っている事例だけではなく、[制度への理解が不十分](#)なまま事業運営を行い、不適切な請求を繰り返すケースについても、行政処分を行う場合があります。

【過去の行政処分】

処分日	令和4年5月31日
処分内容	指定の取消（不正請求、人員基準違反、運営基準違反等）
サービス種類	放課後等デイサービス、共同生活援助、短期入所
不正請求額	14, 683, 488円
加算金額	5, 873, 375円

2.事例

- ▶ サービスを提供していないにもかかわらず、虚偽のサービス提供の記録を作成し請求。
- ▶ 職員の退職により、人員配置の基準に満たない状況でサービスを提供し、加算を算定し（減算を算定せずに）請求。
- ▶ 個別支援計画を未作成のままサービスを提供し、個別支援計画未作成減算を算定せずに請求。
- ▶ 食事提供を行っていないにもかかわらず、加算を算定し請求。
- ▶ 施設外就労について、要件を満たしていないにもかかわらず、算定し請求
- ▶ サービスの支給決定の終期月等に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った際は、サービス利用支援のみ請求を行う必要があるが、両方算定し請求。

3.対応

- ①不正請求額については、障害者総合支援法第8条に基づき返還請求を行います。返還対象額に「40%の加算金」を上乗せして返還請求を行うこともありますので、不正請求額以上の金額が返還金となる場合があります。
- ②障害者総合支援法第8条第3項及び児童福祉法第57条の2第6項において、不正請求における不正利得の徴収については、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、不正請求額が高額で返還の意思がない場合などは差押え等を積極的行います。
- ③虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、特に悪質な事案については、行政処分に加えて、刑事告発を検討します。

4.お願い

不正請求を行うと、指定の取消や事業所の一部効力停止等により、事業所職員はもちろん、利用者に多大な影響を与えてしまうことになります。

今一度、適切な請求か確認をお願い致します。誤った請求が確認できたら、**過誤請求**をお願い致します。

過誤申立ての様式についてはさいたま市のホームページにございます。

作成の際の注意事項等も載せてありますので、ホームページ内で「障害福祉サービス等の国保連請求について」と検索し、様式の確認をお願い致します。

【市ホームページ】

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/001/p082967.html>